特別児童扶養手当，障がい児福祉手当，特別障がい者手当及び

経過的福祉手当の支給に係る所得制限の適用除外

1. 支援の内容

災害により住宅等財産に損害を受けた場合，所得制限の適用を除外します。

1. 対象期間

対象となる期間は，損害を受けた月から翌年の７月分まで

1. 対象者（要件等）

災害により住宅，家財，その他の財産につき被害金額がその価格のおおむね２分の１以上の損害を受けられた方

1. 申請に必要なもの

被災状況書，印鑑，り災証明書（市で確認できる場合は不要）

1. 申請窓口

障がい福祉課支援給付担当　（TEL）084-928-1063（FAX）084-928-1730

1. その他

災害により損害を受けた年の所得が，当該年度の支給制限基準額を超えた場合は，

支給した手当を返還していただくことになります。

【問い合わせ先】

福山市 保健福祉局 福祉部 障がい福祉課 支援給付担当

（TEL）084-928-1063　（FAX）084-928-1730